

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	総務課長	高橋伸行君
企画調整課長	木下誠司君	税務課長	水野忠宗君
健康福祉課長	藤塚康孝君	子育て推進課長	吉野敬子君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	立川昭雄君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	多賀靖君
会計管理者兼 会計課長	中嶋努君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	小川裕司君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	陸田友彦
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第51号 平成30年度垂井町水道事業会計決算認定について

日程第3 議第52号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第4 議第53号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第5 議第54号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部改正について

- 日程第6 議第55号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議第56号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議第57号 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正について
- (1) 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例
 - (2) 垂井町水道事業給水条例
 - (3) 垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例
 - (4) 垂井町都市公園条例
 - (5) 垂井町体育施設設置及び管理に関する条例
 - (6) 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例
 - (7) 垂井町農村婦人の家設置及び管理に関する条例
 - (8) 垂井町林業センター設置及び管理に関する条例
 - (9) 垂井町文化会館の設置及び管理に関する条例
 - (10) 垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例
 - (11) 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例
 - (12) 垂井町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例
 - (13) 垂井町道路占用料徴収条例
 - (14) 垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例
 - (15) 垂井町福祉会館の設置及び管理に関する条例
 - (16) 垂井町簡易水道給水条例
 - (17) 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
 - (18) 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
 - (19) 垂井町駅前施設等の設置及び管理に関する条例
 - (20) 垂井町町営住宅条例
 - (21) 垂井町下水道条例
 - (22) 垂井町法定外公共物管理条例
 - (23) 垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例
 - (24) 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例
 - (25) 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例
 - (26) 垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例
- 日程第9 議第58号 不破郡障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議第59号 不破郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第11 議第60号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について

- 日程第12 議第61号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議第62号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第63号 垂井町新庁舎県産材家具備品の取得について
- 日程第15 議第64号 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第16 議第65号 教育委員会委員の任命について
- 日程第17 議第66号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議第67号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議第68号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議第69号 副町長の選任について
- 日程第21 議会議案第2号 垂井町議会会議規則の一部改正について
- 日程第22 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、8番 安田功君、9番 角田寛君を指名いたします。

この際、お諮りいたします。

6月12日の本会議における発言について、5番 藤埴理君、7番 中村ひとみ君、8番 安田功君、9番 角田寛君、10番 木村千秋君から、一般質問の発言の一部を取り消したいとの申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、藤埴理君、中村ひとみ君、安田功君、角田寛君、木村千秋君からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（後藤省治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第51号 平成30年度垂井町水道事業会計決算認定について

○議長（後藤省治君） 日程第2、議第51号 平成30年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、総務産業建設委員会の審査が終了しておりますので、これより委員長の報告を求めます。

総務産業建設委員長 江上聖司君。

〔総務産業建設委員長 江上聖司君登壇〕

○総務産業建設委員長（江上聖司君） ただいま議題となりました議第51号 平成30年度垂井町水道事業会計決算認定について、総務産業建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今定例会第1日の会議において、本委員会に付託された後、6月7日に委員会を開催し、担当所管から決算書について説明を聴取するなどして慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会といたしましては、認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤省治君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第51号 平成30年度垂井町水道事業会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第3 議第52号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第3、議第52号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第52号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第53号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第4、議第53号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第53号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第54号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第5、議第54号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第54号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第55号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第6、議第55号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第55号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第56号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第7、議第56号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第56号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第57号 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正について

- (1) 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例
- (2) 垂井町水道事業給水条例
- (3) 垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例
- (4) 垂井町都市公園条例
- (5) 垂井町体育施設設置及び管理に関する条例
- (6) 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例
- (7) 垂井町農村婦人の家設置及び管理に関する条例
- (8) 垂井町林業センター設置及び管理に関する条例
- (9) 垂井町文化会館の設置及び管理に関する条例
- (10) 垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例
- (11) 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例
- (12) 垂井町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例
- (13) 垂井町道路占用料徴収条例
- (14) 垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例
- (15) 垂井町福社会館の設置及び管理に関する条例
- (16) 垂井町簡易水道給水条例
- (17) 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
- (18) 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (19) 垂井町周辺施設の設置及び管理に関する条例
- (20) 垂井町町営住宅条例
- (21) 垂井町下水道条例
- (22) 垂井町法定外公共物管理条例
- (23) 垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例

- (24) 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例
 - (25) 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例
 - (26) 垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例
-

○議長（後藤省治君） 日程第8、議第57号 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第57号 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第58号 不破郡障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

○議長（後藤省治君） 日程第9、議第58号 不破郡障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第58号 不破郡障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第59号 不破郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

○議長（後藤省治君） 日程第10、議第59号 不破郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第59号 不破郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第60号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について

○議長（後藤省治君） 日程第11、議第60号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第60号 大垣衛生施設組合理約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第61号 西南濃粗大廃棄物処理組合理約の変更に関する協議について

○議長（後藤省治君） 日程第12、議第61号 西南濃粗大廃棄物処理組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第61号 西南濃粗大廃棄物処理組合理約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第62号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

○議長（後藤省治君） 日程第13、議第62号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

10番 木村千秋君。

[10番 木村千秋君登壇]

○10番(木村千秋君) ただいまの議第62号の一般会計補正予算に関しまして、お尋ねを1点させていただきますと存じます。

一般会計も95億円を超えて随分と大きなお財布になったなあと改めて思っておりますが、歳出のほうで7ページ、1項の総務管理費の目5財産管理費で64万3,000円の文化会館西駐車場敷地賃借料ですかね、こちらなんですけれども、借りていかれるおつもりということで、用地の取得、いわゆる購入していくおつもりというのをないのかなあということをお尋ねさせていただきます。といいますのは、年間で64万3,000円ということで、庁舎が移転しまして、本当に駐車場問題ということが今回、全協等々でも出ていましたように、今回垂井ピアもあたりとかいろんなことがあって、あの周辺の駐車場問題ということがすごく叫ばれている中で、文化会館の駐車場を広げていくんだというふうな思いが、お伝えがあったんですが、この際、借りるという際に購入という交渉はなかったのでしょうか。今後、そのおつもりもあわせてお聞かせをいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(後藤省治君) 総務課長 高橋伸行君。

[総務課長 高橋伸行君登壇]

○総務課長(高橋伸行君) ただいま、木村議員からの財産管理費の中での文化会館西駐車場敷地賃借料の件についてお尋ねがございましたが、あくまでも、現在は賃借料で予算計上しておりますけれども、土地所有者の方と協議を進めていくに当たりまして、まず最初は、やはり御提供といいますか、売買での話を進めておりました。しかし、御本人、今すぐには売買ということには踏み切れないという意思がございます。この方、大垣に御在住の方でございますけれども、この土地に愛着を持っていらっしゃる場所もございます。しかし、将来的には、何とか町の所有にしたほうが町の財政的な見地から判断いたしましても有利と思っておりますので、交渉につきましては、今後、継続して用地が取得できるような交渉を続けてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長(後藤省治君) 10番 木村千秋君。

[10番 木村千秋君登壇]

○10番(木村千秋君) 御答弁ありがとうございました。

当然ながら交渉されていたということに、本当にありがたいなと思っております。今、総務課長さんからのお話にもありましたように、町の財産に将来的にしていきたいと、当然、交付税算定とかいろいろなことに有利に働いていくということは、私ども承知しておりますけれども、このみならず、ちょっと関連いたしますのでお話をさせていただきますと、保健センターの用地ですとかさまざま、垂井町が今借りているという場所がたくさんあるかと思えますね。そういったところもトータルで考えながら用地取得ということをお進めになられると、垂井町としても今後、この膨らむ財政でございますので、ぜひとも交付税算定とかさまざまに垂

井町に優位に働くような予算組みをお願いしておきたいと思います。

ちょっと一つ、もう一度お答えいただきたいのが、この場でお答えされるかどうかわかりませんが、ある意味、幾らで交渉という形をされていたのかということ、もしお示しいただけるならば、お知らせいただきたいと思います。

○議長（後藤省治君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 今、木村議員からの文化会館西の土地、購入についての交渉の中で価格をどういうふう交渉してきたのかというお尋ねでございますけれども、ちょっと今、手元に資料はございませんけれども、垂井町で借地をする場合には一定の基準を設けております。その土地の度合いといいますか、表面の状況、舗装のしてある土地とか、舗装のしていない土地に対しまして、固定資産税に対する、評価額に対する割合で一定の基準を定めております。今回交渉する土地だけこの基準を用いないというわけにはまいりませんので、その基準に従って交渉をしておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第62号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第63号 垂井町新庁舎県産材家具備品の取得について

○議長（後藤省治君） 日程第14、議第63号 垂井町新庁舎県産材家具備品の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第63号 垂井町新庁舎県産材家具備品の取得について、提案理由を御

説明申し上げます。

新庁舎用備品を取得するに当たりまして、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町綾戸871番地の8、鹿野家具、鹿野隆穂が落札しましたので、この者と925万5,600円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま提案されております議第63号 垂井町新庁舎県産材家具備品の取得について補足説明をさせていただきます。

お手元にお配りしてございます入札結果表につきましても、あわせてごらんいただきたいと存じます。

本件につきましては、現在、工事を進めております新庁舎において、主に来庁者が使用するコミュニティルーム、待合・展望ラウンジにおけるテーブルや椅子などの備品を取得するために物件供給契約を締結しようとするものでございます。

これらの家具類は、岐阜県の実施する県産材に係る補助金を活用するもので、岐阜証明材推進制度に基づき、認証された木材を使用し、県内の工場で製作・加工することが条件となっております。

去る5月21日に、町内業者4社を含め5社により指名競争入札を執行したところ、1回目の入札で入札額857万円で落札業者を決定したところでございます。このため、消費税を含め925万5,600円で垂井町綾戸871番地の8、鹿野家具、鹿野隆穂と物件供給契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本件の納入期限につきましては、令和元年8月23日といたしたところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 確認の御質問をさせていただきます。

今般の、今、上程されました垂井町新庁舎の県産材の家具、備品購入でございますけれども、指名の段階での、ちょっと私、よくわかりませんので御質問させていただくんですけれども、最終的に落札されたのが鹿野家具さんということなんですけれども、この方、商工会長さんで

もられるわけですが、垂井町として、いわゆる商工会等によって法人格を有している垂井町商工会のトップでございます。垂井町はその団体へ育成補助、あるいはプレミアム地域商品券等々合わせまして2,400万円の補助金を出しているという団体でございます。このトップの方が同一人物ということで鹿野家具店を経営されている、その方を指名されたということに関して道義的な問題、あるいは法的にはいろいろ探しても見当たらないんですけども、道義的等も含めての瑕疵ある議決になるといけませんので、そこら辺、よろしくお教えをいただきたいなというふうに思います。

○議長（後藤省治君） 暫時休憩いたします。開始時刻は後ほど連絡いたします。

午前9時28分 休憩

午前9時43分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 新庁舎の県産材家具の購入に当たりまして、本町が補助を出している商工会の会長が個人として経営する事業者と契約をして問題ないのかというお尋ねでしたが、補助を出している商工会そのものと契約すると、ちょっと一考を要するところがあると思いますけれども、商工会員として代表となっていらっしゃる、その会員の経営する店舗と契約するというところでございますので、今回の場合は、垂井町の入札基準とか地方自治法を照らし合わせましても問題がないというふうに解釈しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。御心配ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第63号 垂井町新庁舎県産材家具備品の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第64号 消防ポンプ自動車の取得について

○議長（後藤省治君） 日程第15、議第64号 消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第64号 消防ポンプ自動車の取得について、提案理由を御説明申し上げます。

消防ポンプ自動車を取得するに当たり、過日、指名競争入札に付しましたところ、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔が落札しましたので、この者と2,376万円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明させますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 議第64号 消防ポンプ自動車の取得について、私のほうから契約に係ります補足説明をさせていただきます。

あわせて、お手元にお配りしてございます入札結果表につきましても、ごらんいただきたいと存じます。

本契約につきましては、提案説明にもございましたように、5社により、去る5月30日に指名競争入札を執行いたしました。1回目の入札で予定価格に達しました株式会社ウスイ消防が2,160万円で落札をいたしました。これにより、消費税を含めまして2,376万円で岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔と物件供給契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本物件の納入期限につきましては、令和2年3月31日といたしたところでございます。以上、契約関係と補足説明とさせていただきます。

物件の仕様等につきましては、企画調整課長のほうから御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、取得いたします消防ポンプ自動車の仕様について説明をさせていただきます。

型式はCD-I型と言われるもので、総排気量は4,000cc、150馬力の8トン車であります。使用車種につきましては、消防車専用車種で、ホイールベースは2メートル以上3メートル未

満、ディーゼルエンジンで四輪駆動となっております。主ポンプにつきましては、低回転・高出力の2段バランスタービン型で性能はA-2級であります。

このほか、主な取り付け品といたしまして、多目的表示液晶ディスプレイ、赤色回転灯、拡声器つき電子サイレン、後退警報器、電動サイレン、LED投光器などとなっております。

以上、取得いたします消防ポンプ自動車の仕様についての補足説明とさせていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第64号 消防ポンプ自動車の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第65号 教育委員会委員の任命について

○議長（後藤省治君） 議第65号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第65号 教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会委員 林憲淳氏の任期が7月26日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第65号 教育委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第17 議第66号 教育委員会委員の任命について

○議長（後藤省治君） 日程第17、議第66号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第66号 教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会委員 宇都宮精秀氏が令和元年5月31日をもって辞任したのに伴い、後任に亀山佳子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第66号 教育委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第18 議第67号 農業委員会委員の任命について

○議長（後藤省治君） 日程第18、議第67号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第67号 農業委員会委員の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

現農業委員会委員が欠員となっているため、過日募集いたしましたところ、新たな候補者の推薦がございましたので、市川多門氏を適任と認め、任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第67号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第19 議第68号 農業委員会委員の任命について

○議長（後藤省治君） 日程第19、議第68号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第68号 農業委員会委員の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

現農業委員会委員が欠員となっているため、過日募集いたしましたところ、新たな候補者の推薦がございましたので、藤墳守氏を適任と認め、任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定よりまして、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第68号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第20 議第69号 副町長の選任について

○議長（後藤省治君） 日程第20、議第69号 副町長の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第69号 副町長の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

前副町長が4月26日付で辞任したことに伴いまして、片岡兼男氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第69号 副町長の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第21 議会議案第2号 垂井町議会会議規則の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第21、議会議案第2号 垂井町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） ただいま上程されました議会議案第2号 垂井町議会会議規則の一部改正について、御説明させていただきます。

令和元年9月17日に予定されております庁舎の移転に伴い、議会運営の方法を見直したため、所要の改正を行うものであります。

お手元に配付いたしました新旧対照表をごらんください。

第42条の見出し中「等」を削り、発言は全て議長の許可を得た後に行わなければならないとし、登壇せずに自席などでの発言ができるように改正するものです。

第55条では、一般質問について、第47条を準用しないこととし、2回までとしていた質問の回数制限をなくすように改正するものです。

附則といたしまして、この規則の施行期日を垂井町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例（平成28年垂井町条例第26号）の施行の日とするものでございます。

以上が議会議案第2号 垂井町議会会議規則の一部改正についての説明でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第2号 垂井町議会会議規則の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（後藤省治君） 日程第22、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、早野博文君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました早野博文君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました早野博文君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました早野博文君が議場におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定により当選の告知をいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって

令和元年第4回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時04分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 安 田 功

会議録署名議員 角 田 寛